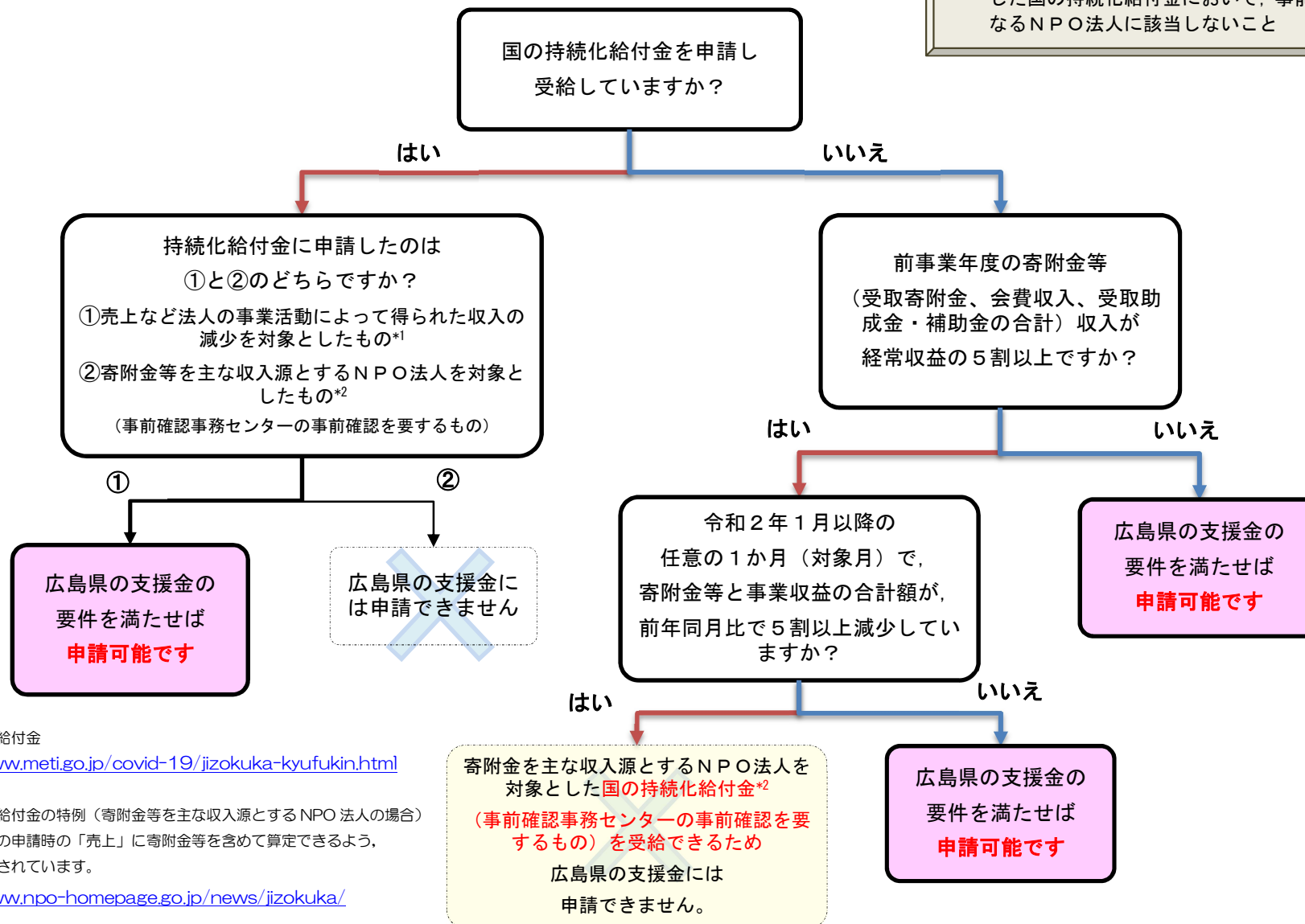


※一般社団法人，一般財団法人は併給可能です。

◆広島県NPO法人等活動継続支援金

【対象要件】

(4) 寄附金等を主な収入源とするNPO法人を対象とした国の持続化給付金において、事前確認の対象となるNPO法人に該当しないこと



*1 持続化給付金

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

*2 持続化給付金の特例(寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合) 持続化給付金の申請時の「売上」に寄附金等を含めて算定できるよう、取扱いが変更されています。

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/jizokuka/>